

【見込納付時に均等割を過小に納付した場合の納付書画面等のイメージ】

■ [法人道府県民税・法人事業税及び特別法人事業税]WS

法 人 道 税 府	各割額の税額表示区分		☒ 別建表示	☐ 相殺表示	本来の納付額
	法人税割額	01	250,000	250,000	
	均等割額	02			
	延滞金	03			
	計	04	250,000	250,000	

見込納付で実際に納付したのは、均等割に250,000円、法人税割に65,000円のため、本来は上記の確定分の納付額は以下となる。

- ① 本来の確定分の均等割額 : 265,000円 - 250,000円 = 15,000円
 ② 本来の確定分の法人税割額 : 300,000円 - 65,000円 = 235,000円

システムでは、見込納付額は先に均等割に充当(控除)し、充当後の残額を法人税割に充当(控除)しているため、確定分の納付額は以下で表示される。

- ① システムで表示される均等割額 : 265,000円 - 265,000円 = 0円
 ② システムで表示される法人税割額 : 300,000円 - 50,000円(※) = 250,000円
 ※ 315,000円(見込納付額) - 265,000円(均等割への充当分) = 50,000円

■ 都道府県民税の一覧確認表

納付すべき額	見込納付額	差引税額	納付税額(C)
別 565,000	315,000	別 250,000	別 250,000
法 300,000	法 50,000	法 250,000	法 250,000
均 265,000	均 265,000	均 0	均 0

本来の見込納付額の場合

納付すべき額	見込納付額	差引税額	納付税額(C)
別 565,000	315,000	別 250,000	別 250,000
法 300,000	法 65,000	法 235,000	法 235,000
均 265,000	均 250,000	均 15,000	均 15,000

■ 第6号様式

差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫	⑬	589,600
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	289,600
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬-⑭-⑮	⑯	300,000
均等割 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
円× $\frac{⑰}{12}$	⑱	530,000
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	265,000
この申告により納付すべき均等割額 ⑱-⑲	⑳	265,000
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯+㉑	㉒	565,000
①のうち見込納付額	㉓	315,000
差引 ①-㉓	㉔	250,000